

## 新潟市がけ地近接等危険住宅 移転事業費補助事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知）及び新潟県がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱（昭和49年12月4日付け建第2233号土木部長通知）に基づき、がけ地の崩壊等（土石流を含む。）により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者（住宅金融支援機構又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ）に対し予算の範囲内で補助金を交付するものとし、この交付に関しては新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の(1)から(4)までのいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）、次の(5)の区域に存する既存の住宅（特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第68条に基づき定められた許可に適合しないものに限る。）、又は次の各号のいずれかの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により、安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項に基づき新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号。以下「新潟県条例」という。）第6条で指定した災害危険区域

(2) 法第40条の規定に基づき、新潟県条例第8条で建築を制限している区域

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域（ただし、浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る。）

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条に基づき新潟県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(5) 特定都市河川浸水被害対策法第56条に基づき新潟県知事が指定した浸水被害防止区域

(6) 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、(4)に掲げ

る区域に指定される見込みのある区域

(7) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象建築物の所有者（同一世帯のものを含む。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業等は、危険住宅を災害危険区域等の区域外へ移転する事業（以下「移転事業」という。）とする。

2 移転事業の対象となる危険住宅については、原則として除却するものとする。

3 移転の対象となる危険住宅に代わる住宅については、次の各号に該当するものとする。

(1) 第2条に定める危険住宅以外のもの

(2) 市内に立地するもの

(3) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第1項に規定する行為で同条第5項の規定に基づく公表に係るものではないもの

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するもの（ただし、住宅の購入及び改修は除く。）

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険住宅を移転する者が移転事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 危険住宅の除去等に要する経費

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（当該住宅の建設に必要な土地の取得に要する経費を含む。）及び改修（以下「住宅の建設等」という。）に要する経費

(3) 危険住宅に代わる住宅の購入に要する経費（当該住宅の建設に必要な土地の取得に要する経費を含む。）

2 前項第2号及び第3号に定める経費は、当該経費を金融機関その他の機関から借り入れた場合に限り、補助対象経費とすることができる。

3 他の助成事業を受けている又は受ける予定のものは、補助金の交付対象外とする。

(補助金の交付基準)

第6条 補助金の交付基準は、別表に掲げるとおりとする。ただし、都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域であって土砂災害防止法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）

第14条第1項若しくは第2項に規定する洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る。)に該当する区域における住宅の建設等については、原則として別表に掲げる額の2分の1とする。

(移転事業の認定申請)

第7条 補助金等の交付を受けて、移転事業を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、当該移転事業を実施する前に、がけ地近接等危険住宅移転事業認定申請書により、移転事業としての認定を申請しなければならない。

2 前項の申請者は、その申請にあたって、あらかじめ、移転事業に係る住宅が危険住宅に該当するかどうか市長の確認を受けるものとする。

(移転事業の認定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、調査及び確認のうえ、移転事業に適合と認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業認定通知書により、移転事業を認定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 前条の規定による認定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、移転事業の実施前に、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査したうえ、相当と認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書により、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたって、補助金の交付決定の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(補助金の経理等)

第11条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(事業内容の変更)

第12条 補助事業者は、移転事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書により、市長の承認を受けなければならない。

(事業内容の変更承認)

第13条 市長は、前条の申請を受理した場合においては、速やかに申請の内容を審査し、相当と認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認通知

書により、事業内容の変更を承認し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付変更申請)

第14条 補助事業者は、補助金交付の変更を受けようとするときは、変更する移転事業の実施前に、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付変更申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定変更)

第15条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査したうえ、適当と認めるときは、補助金交付の決定を変更し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定変更通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたって、補助金の交付決定の目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(事業の廃止等)

第16条 補助事業者は、移転事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、がけ地近接等危険住宅移転事業廃止(中止)承認申請書により、市長の承認を受けなければならない。

(事業の廃止等承認)

第17条 市長は、前条の申請を受理した場合においては、速やかに申請の内容を審査し、廃止(中止)を認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業廃止(中止)承認通知書を当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第18条 補助事業者は、移転事業が完了したときは、がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書を当該移転事業が完了した日から5日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第19条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、事業が適正であると認めるときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金の額の確定通知書により、補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第20条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を請求しようとするときは、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付請求書により、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第21条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、補助事業者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定等の取消し)

第22条 市長は、規則に定めるもののほか、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請等による不正の事実が判明したとき

(2) 適正ながけ地近接等危険住宅移転事業でなかったことが判明したとき

(3) その他補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき

2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

3 市長は、前各項の規定による取り消しをした場合は、補助事業者にがけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定(額の確定)取消通知書により通知するものとする。

(補助金の返還)

第23条 市長は、補助金の額の確定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金返還命令書により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(指導・監督等)

第24条 市長は、補助事業者に対し、事業の適正な施行を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(雑則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和6年3月6日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日に限り、その効力を失う。

3 第18条及び第19条の規定は、前項の規定に関わらず、前項に規定する日後もその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

補助金の交付基準

| 経費区分                            | 補助対象事業の内容   | 補助対象金額  | 補助率   |
|---------------------------------|---|---|-------|
| 危険住宅の除却等に要する経費                  | 危険住宅の除却費（家具、電化製品、外構、植栽、居住の用に供さない別棟等の撤去費は除く。）  | 次のいずれか少ない額を限度とする。<br>（1）危険住宅の除却工事に要する費用の 1 m <sup>2</sup> 当たりの額（木造住宅の場合は 33 千円、非木造住宅の場合は 47 千円）に危険住宅の延べ面積を乗じて得た額より算出した除却工事費<br>（2）申請者が工事業者から取得した除却工事に要する見積金額  | 10/10 |
|                                 | 引越費用等（動産移転費、仮住居費等。）   | 975 千円を限度とする。   |       |
| 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費 | 危険住宅に代わる住宅の建設等をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率 8.5%を限度とする。）に相当する額の費用 | 4,210 千円（建物 3,250 千円、土地 960 千円）を限度とする。<br>ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、7,318 千円（建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円）を限度とする。 | 10/10 |

注 1：補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

注 2：補助対象金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く。